

**第5回**  
**農業委員会に関する懇談会**  
**議事録**

**農林水産省 経営局**

## 第5回「農業委員会に関する懇談会」議事録（未定稿）

日 時：平成15年 3月24日(月)14:00～16:30

場 所：農林水産省第1特別会議室

八木座長 ただいまから第5回農業委員会に関する懇談会を開催いたします。笹崎委員、谷口委員、長委員の3名の方は、本日、所用によりご欠席になっております。また、岩崎委員につきましては少し遅れるということでございます。

それでは、早速でございますが、お手元の議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず資料説明に入ります。本日の資料の説明を西岡首席企画官からお願いします。

西岡首席企画官 西岡でございます。課長はいま別の会議に出ておまして、後ほど終わり次第、駆けつけますけれども、私が代わりまして資料のご説明等を申し上げたいと思います。

それでは、配布しました資料を配布資料一覧でご確認いただきたいと思います。今日は資料といたしましては、報告書の案が1点と、あとは参考資料として事務局のほうで取りまとめました前回の懇談会の議事概要メモを1点、計2点を用意させていただいております。なお、懇談会の報告書の案につきましては、基本的には皆様方に事前にご送付ということでしたので、お手元に届いているかと思っております。2回お送りしましたけれども、2回目に送付しました分からは変わっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の会議の進め方でございますが、本日は前回の第4回の会合で論点骨子というものでご議論いただいたわけですが、その際いただきましたご議論とご意見、意見メモなり、あと事務局での検討も踏まえまして、事務局のほうで報告書（案）という形で作成させていただいております。本日はこれをベースに、修文等を含めたご意見をいただければと考えております。会議はおおむね4時半ぐらいまでと考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速報告書の案についてご説明したいと思います。報告書の案をお開きいただきたいと思います。

最初に目次ですけれども、基本的には前回お示ししました論点骨子を骨格に、「はじめに」という定義と、見直しの必要性、課題がローマ数字の ・ で、活動・組織のあり方の方向がローマ数字の というので、この の中を大きく分けて1、2、3、4とし、1つは改革の視点、さらには活動の見直し、3として組織の見直しの方向、4として財政基盤のあり方としています。最後に、ローマ数字の で「おわりに」という形で構成しております。

それでは、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず「はじめに」の部分は、最初のパラの5行程度は役割について簡単に言及した後、それ以下、「一方」以下につきましては、ご案内のように、本懇談会を開催するに至った経緯なり背景を簡単にかいつまんで整理しております。さらに最後のほうの5行は、

10月28日以来の本会合の経緯も簡単に整理させていただいております。

ローマ数字の でございますが、見直しに関する検討課題ということで、1ページ目の下から4行目以降、2ページ目の7行目までにつきましては、法令業務についてのこれまでの制度の拡充なり見直し事項について言及しております。

「特に」ということで、ご案内のように、昨年成立しました構造改革特別区域法にかかわる農業委員会の関与というものがございまして、さらに現在、国会に提出しております農業経営基盤強化促進法の一部改正の中でも、農地集積なり遊休農地についての業務の拡充が行われている点を追記してございます。

「また」以降につきましては、主に農業委員会の役割、業務、組織についての見直しの経緯、制度研究会の経緯、さらにはそれを受けての農業委員会系統組織の改革プログラム、現在これらの課題を中心的に取り組みが行われている点を整理しております。

2の見直し検討の必要性でございます。ここにつきましては、このような制度見直しなり系統組織での取り組みの状況のもとでも、次に掲げますような、そういう指摘があるというところで、今回の検討の問題意識というところをアンダーラインを引いて整理しております。そういう情勢変化の下で、そもそも活動・組織が十分に適合、役割を發揮しているのか、さらに今後それができるのか、というまさに基本論の部分での見直し、問題意識として整理しております。

ここで下から3行目のところで、役割、活動、組織、財政、この4つについて検討するという項目を整理しております。

3ページ目でございますが、以下、4ページ目までの部分は主な農業委員会についての各方面からの指摘という形で整理しております。まず、昨年11月に、農地制度につきまして論点整理をしておりますが、その中でも農業委員会についてご議論いただいておりますが、その中で「今後は」というところで、より幅広い層の参画の可能性なり、以下4～5行につきましては、今回の検討いただく項目立てに関係している部分がこういうところからも課題を投げかけられているという形で紹介しております。

次が地方分権のところでございますが、昨年10月、「事務・事業の在り方に関する意見」ということで、これにつきましては、その文章のパラの3行目、「農業委員会制度そのものは存置しつつ、市町村条例による選択制への移行等も含めた必置規制の廃止又は大幅緩和、農業委員会交付金の一般財源化の検討」の提言、さらには段階的検討の場合にも、委員会の見直し等についての検討が必要だという形が提起されております。

さらに、11月末の15年度の予算編成方針の中でも、3ページの一番下の行でございますが、「必置規制の見直しや交付金の削減を含め、その具体的な改革プロセスを着実に推進する」という形での課題が整理されております。

これらを踏まえまして、ローマ数字の で「活動・組織のあり方の見直しの基本方向」ということで、1として今後の改革の基本的視点、(1)役割の今日的意義と改革の必要性ということで、まず役割の検証という括弧書きで整理しております。

この中では、まず農業委員会の2つの役割を最初の から始まるパラの中で整理した上で、その役割を国の政策から見た場合の政策的意義、必要性ということで整理しております。農業委員会の政策的な意義というものは、1つは法令業務についての公選制のもとでの地域農業者の信任、そのもとでの客観的・公平な事務、特にこれらが財産権と

地域農業に直接利害を及ぼす政策であり、これを全国的、国の観点から、統一性、整合性をもって効果的、効率的に推進するのが今の農業委員会制度だというふうに。これもこれまでの整理をベースに整理してございます。

「一方で」ということで、しかしながら、そういう役割のもとでも、農業委員会の活動については評価する声と、むしろ市町村部局への委任というような声とで評価が分かれているという実態を指摘してございます。そういうものを踏まえた場合に、農業委員会というものが法令業務と任意業務、構造政策推進という独自性を有しているわけですが、これもやはり今日的な意義を確認する必要がある。その上でその設置が意義づけられるということで整理しております。

その意味で、4ページ目から今日的な役割、設置の妥当性について検証が必要だというふうに整理してございます。この点につきましては、特に前回の懇談会で集中的にご議論をいただいております、その辺を踏まえて以下は整理しております。

今日的意義につきまして、まず農地をめぐる今日的な政策課題として、ア、イ、ウ、エの4つを取り上げております。優良農地の確保と有効利用、担い手への農地集積の加速、施策の浸透と現場や担い手の課題の汲み上げ、さらには株式会社の農業参入なり、下限面積ではございませんが、そういう多様な主体の農業への参入という今日的な状況変化の中での積極的な農業委員会の関与。さらには、耕作放棄地の解消にも役立つ体験農園、市民農園、そういう地域参加・都市交流型の農地の多面的活用のための取り組みというものも提起されているというふうに整理してございます。

こういう課題をどういう政策の行政の枠組みでやるかということ考えた場合ということ、これが次のパラでございしますが、1つは農地が地域性、地縁性、非代替性が高いという特質を持つ公共的な国民共通の財産であるという性格。その管理は、特にこれも懇談会でご議論いただいておりますが、国民の自己責任、行政との主体的な関係の確立が求められているという、まさに今日的な情勢変化という中では、一方的に行政組織の枠組みに委ねるのではなくて、農地について農業者を主体とした自主的な管理及び方向づけを行う組織が主体的に対処する枠組みといたしますか、組織を活用するということが、国の政策上も効果的ではないかという整理ができるのではないかとということで、かかる観点から農政上の意義も今日において有するということができないかという整理してございます。

さはさりながらということで、改革の必要性として、先ほども出ておりますが、そういう活動の実態がありますように、見えにくいなり、重複の問題なり、活動が不十分なり、組織の適正化が不十分であるというような問題点があるので、やはり改革をしていかなければいけないという整理してございます。

6ページ目でございしますが、その場合の改革の基本的視点ということで大きく分けて2つ取り上げてございます。この中では、まず農地の利用及び管理を基本とした地域で担うべき役割の明確化という切り口で整理してございます。これは前回もご議論いただいておりますが、法令業務という側面と構造政策推進という2つの二面性を持つ農業委員会で、それらの両者の活動領域というものはそれぞれ異なる一面を有している。完全に一致しない部分がある。

「本懇談会における議論においても」ということで、前回のご議論なりを整理させて

いただいております。両論ございました。構造政策なり担い手への集積を加速すべきというご意見、さらにはもっと地域に応じて任せるべきだ、多様な役割があるんだというようなご意見をいただいております。両者は切り離せないという、基本的に取捨選択というのは難しいんですけども、一方でそういう活動の総花的なり地域性なりの問題点、組織の効率化を考えた場合には、やはり農業委員会の必置なり設置のよりどころというのは農地にあるということからいけば、利用、管理を基本とするということ。ただ、その場合には地域において多様性があるということもあるので、地域においてまず何を担うのかということをはっきりさせる。その上で活動を重点化するということが重要ではないかというふうに整理しております。

としまして、市町村の立地条件等を反映した活動・組織の運営ということで、懇談会の中でも市町村部局の農政の推進、相互補完との関係についてご議論が出ておりますが、この中で農業委員会の活動の評価が分かれる理由をアとイとして整理してございます。アは、いわゆる都市近郊、平地農村、中山間までのそういう地域性というところで、それに伴う役割なり内容が異なっているという点、さらにイで市町村農政部局と農業委員会の場で具体的にそういう農政の推進という部分でどこを相互に分担すべきかということが必ずしも明確でない場合があるのではないかという点を指摘しております。

したがしまして、こういう地域特性、立地条件、さらには市町村の農政についての意向なりに大きな差がある。それに対して、実際の農業委員会の活動と運営体制が十分これらの違いを反映できない硬直的な面があったのではないかということで、6ページの下3行は整理しております。

その上で、7ページ目の上3行は、それらの指摘を前提に、今後はそういう立地条件、意向というものを踏まえて、弾力的な活動、運営ができるように、以下の見直しに当たる重点化なり必置基準、定数、構成についての見直しということを提起してございます。

2といたしまして、活動の見直しの方向でございますが、ここにつきましては、最初の の部分は、そういう任意業務について、特に制度上、実態上、十分に見直しが行われていなかったのではないかと取り上げてございます。

任意業務につきましては、懇談会でもご議論がございました。地域の多様性に配慮すべしというご指摘もございましたので、ここに「地域の多様性に配慮しつつも」ということで、基本的には農業委員会が置かれた農地をめぐる担い手と地域の課題、あくまでも農地をめぐる担い手と地域の課題に絞り込んでいくことが重要ではないか。かかる観点から、農業委員会の任意業務の、例えば技術の改良なり、病虫害なり、他の団体なりで行われているような任意業務全般について、そういう業務の実態がどの程度活動が行われているのか。本当に農業委員会が今日、自ら行う必要があるのかという観点からの見直しを図る必要があるのではないかと1点が1点でございます。

さらに、本懇談会ならびに農地の論点整理でも出ておりますが、もう少し農業委員会が農業上の土地利用全体、地域の土地利用にももう少しかわっていくことができないのかというご指摘もございましたので、ここは検討事項としてご意見として整理してございます。

「また」以降でございますが、農業委員会は法令業務という合議体として活動するという大きな業務以外に、任意業務で耕作放棄地の解消なり担い手への農地集積の推進活

動を行っております。これらはすぐれて各農業委員の皆様個人の、個々の農業委員の活動によって大きく左右される部分があるわけですが、現在は法令と任意業務を制度上列記しているだけで、個々の農業委員の具体的な活動の分野とか責務というものを明らかにするような制度の仕組みになってございません。この点について、制度上もそういう個々の農業委員そのものが、分野なり地域ごとの活動範囲、会長の命を受けるような形で分野を特定した形で任意業務なりを行うことができないのかどうかという点も論点として整理してございます。

「なお」以下でございますが、ここも懇談会のご議論でございました、地域農業のあり方は多様であることから、活動の選択肢も多様であるべきである。その地域の主体性に委ねるべきであるというご意見がございました。もちろん、そういうご意見を踏まえつつも、やはり農業委員会の国が設置なり必置としている今日的意義づけというものが、農地の利用と管理という部分と構造政策上の必要性というところに依拠すれば、任意業務の活動というのはやはり農地の利用と管理を明確な関連づけを持ってやっていかなければいけないのではないのかという整理をしてございます。

その上で(2)といたしまして、担い手への農地の利用集積活動の重視ということで、7ページ目の一番下2行目から、特に今回の会議でも平場と中山間の問題は違うという指摘がございました。最初に平場の平地農村等の土地利用型農業については、認定農業者の育成なり利用集積というものが大きな課題である。一方で中山間などでは多様な主体の経営が展開されているということと、その主体を確保するということが課題であるというご議論をいただいております。

このように、地域における担い手というものが必ずしも一様ではないという整理ですけれども、現下の構造改革の加速という部分が農政の喫緊の課題であるという中では、地域の多様性に配慮しつつも、担い手への農地集積に特に焦点を当てるところを優先していく必要があるのではないか。その場合に、地域における多様な担い手、家族経営に限らず、法人経営、特に今回の米政策でも位置づけられました集落営農、さらには新規就農なりの担い手も含む、そういう主体の創出という点と利用集積という点で、中心的役割を果たすべきではないかということ整理してございます。

(3)といたしまして、現場段階での総合的な農政推進体制づくりへの参画というところでございますが、ここも懇談会でご議論いただきましたように、地域の固有の課題について、共通の場で各関係機関がまず議論する。問題意識を共有する。それぞれが重複している活動は、当然ですが、整理・分担するというところで、特に農業委員会が担うべき分野を市町村農政部局との連携の観点から明らかにすることが必要ではないか。その上で、総合的な農政推進体制づくりへの参画なり、これも懇談会でご紹介がございましたが、窓口の一元化とか、関係機関のワンフロア化等の先進的な取り組みなりを地域の実態に応じて進めていくことが重要であるというふうに整理してございます。

特に、関係団体との関係では、土地改良区との関係で、特に担い手への農地集積なり土地利用調整の面で、実務面での土地改良区との連携の強化を整理してございます。

(4)でございますが、政策提案・実践型の建議・答申活動の推進でございますが、これにつきましても懇談会でご議論いただいている点を踏まえて、活動の活発な地域は、農地をめぐる担い手なり地域の固有の課題について着目しているという点と、多様な方

々の意見の反映をいただいているということを踏まえて、特に地域での具体的な政策の提案、実践型活動、政策一般というよりは、そういうものを重視していくべきだという考え方を整理してございます。

9ページ目でございますが、(5)でございます。耕作放棄地等の解消に役立つ地域参加と都市交流型活動の推進ということで、ここも前回、地域参加なり都市交流についても触れておりますが、それも最終的には農地の有効利用につながるということで、趣旨を明確化するという形でタイトルづけをしてございます。

特にここでは、教育委員会なり商工会なり、そういう地域の関係機関・団体との連携・交流、協力関係を構築していこう。そして農地の多面的活用を推進するというふうに整理してございます。ただ、ここにつきましては、委員の方々に、そういうものを重視すべきということと、プライオリティが低いのではないかというご意見もございました。そういうことも踏まえまして、接頭語として「地域の実情と必要性に応じて」という文章を入れてございます。

(6)でございます。情報の受発信力の向上ということで、ここも、農業委員会の情報関係の取り組みの現状を触れた後、情報の部分についてもご指摘がございましたが、担い手が入手しやすいかどうか。あとは、提供が十分であるかどうかという点の問題点を整理しております。その上で、農業委員の地区担当制の導入なり、担い手の意向の定期的な把握、新規就農関係の情報提供なり関係情報の共有という部分、ITの活用なりについても指摘をしてございます。

(7)でございます。事業評価の推進でございます。ここも農業委員会の活動がよく見えにくいといわれているのですが、その業務を特定して最初の3行に言及してございますが、いずれにしてもそういう厳しい行財政事情のもとで、メリハリのある活動が求められるということで、不断の見直しを行う必要があるだろう。この場合には、特に事業評価プロセスを入れながら、農業委員会内部の点検だけではなく、外部の有識者の声も反映して進めることが必要ではないかという整理をしてございます。

10ページ目でございます。組織の見直しの方向でございます。(1)が市町村の実情等を反映した必置規制というふうに整理してございます。ここは整理の仕方といたしましては、前段のところでは役割なり設置の今日的意義を尊重して、今日においても農政上の意義を有するというのを整理していることから、当然それを支える制度の必置というものも基本的考え方が維持されることが重要と整理してございます。

「しかしながら」以降は、その一方で、設置の必要性と活動のあり方が前のほうで指摘しましたように地域毎に大きく異なっている。さらに、地方分権等の指摘もあるということ踏まえまして、必置の基本的な考え方を維持するもとの、可能な限りそういう市町村の実情に応じて選択肢を広げていくという考え方を整理してございます。

その上で(2)といたしまして、必置基準面積等の見直しということで、農業委員会は原則市町村に必置ですが、ここでなぜ必置かという部分を構造政策上の必要性を理由として整理してございますが、あくまで国としてのそういう農地の賦存量なりを踏まえた上での政策的妥当性と活動組織体としての妥当性という点が当然判断基準として入っているということで、現在でも一律に農業委員会の必置を求めているということで、小規模の農地面積の市町村の例外というものをここで整理してございます。

現行の基準は平成10年に引き上げられているわけですが、そのときから比べた条件変化としては、特に1つは市町村合併が急速に進んでいるという点、さらには農業委員会の業務活動を精査しますと、処理件数なりについても差があるという問題があるという点から、優良農地の確保なり構造政策上の必要性は当然あるわけですが、業務実態を踏まえてそういう必置基準面積の引き上げ等の見直しを図ることが重要であるというふうに整理してございます。

(3)は、それらを踏まえて、現在でも行っております小規模農業委員会の廃止も含めた設置の見直しでございますが、これは現在も90haなり360ha以下のところで、確認なり設置見直しの取組をやっていただいておりますが、それを行政と系統はさらに促進する必要があるというふうに整理してございます。

(4)の広域連携でございますが、広域連携も特に実際の担い手の農地集積が広域化しているという点、さらには新規就農の受け入れの体制を広域的に整備する点なり、あと不法投棄がよく市町村の境界域に行われるというような実態を考えると、市町村の領域の中にとどまらない広域的な活動が効果を発揮する活動項目もあるということで、特に体制が脆弱な小規模農業委員会で効果が期待されているということで、現在、広域連絡協議会というものが系統組織の取り組みとして行われておりますが、器はできたわけですが、今後はそこでどういうことを具体的に組み込んでいくかということを整理して進めていくことが必要だというふうに整理してございます。

(5)でございますが、市町村合併等に対応した活動・組織の見直しで、市町村合併の取り組みの現状を最初の で整理してございます。農業委員会は基本的に1市町村1農業委員会ということですので、まずは合併に至る前の事前の関係者による助言・指導なり、それを踏まえた積極的な見直しというものが重要である。今後、市町村合併が進みますと、農業委員数が大幅に減少すると見られるわけですが、それに伴う活動の効率化なり事務局の業務量等を踏まえると、現場段階での農業委員の活動を実務面で支える協力体制、協力員が必要であるというようなご指摘もございますので、そういう体制構築の重要性を整理してございます。

さらには、非常に大きな市町村合併が進んだ場合の農業委員会の複数設置の基準のあり方の検証、さらには合併に伴います現行の委員定数にかかわる政令で決めております農地面積なり基準農業者数の基準が、合併後も妥当性を有するかという点からの見直しが必要であるというふうに整理してございます。

11ページ目の「さらに」以下でございますが、現在、選挙委員定数が21名以上の農業委員会につきましては、法令業務を担う農地部会が必置とされております。それにあわせて、任意業務を担ういわゆる農政部会等の部会が設置できるというふうに法律で規定されております。今後、市町村合併が進んで、市町村の農業委員会の管轄区域が広がるということ。現実には、調べてみますと、選挙委員定数が20名以下の農業委員会でも約3割の農業委員会が何らかの形で、法律に基づかない独自部会を設けて活動なりを行っているということを考えますと、そういう活動の機動性なり効率性という観点で、1つは広域な市町村における複数の農地部会の設置、いわゆる地域部会的な農地部会、非常に広域での地域農地部会的なものが設置し得ないかどうかという点。さらには、20名以下の農業委員会でも地域の実態に応じて任意業務を行う農政部会等の設置ができないか

どうかという点の検討ができないかという点を整理してございます。

(6)で委員定数の見直しの部分でございますが、最初の は現状の制度の説明と最近の定数の減少の実績を整理してございます。

2つ目のパラが農業委員会の現状、特に委員定数につきまして、選挙委員の部分については約3割が法定の下限定数の10名で設定されているという実態も踏まえて、1つは現行定数の中でも削減を推進するという。さらに、それに加えて、小規模農業委員会における例えば法定定数の下限を引き下げること。さらには、それにかかわらず、市町村の事情に応じて委員定数を決定できる、引き下げられるという見直しが行えないかということ整理してございます。

(7)でございますが、委員構成等の見直しにつきまして、最初の につきましては、制度の現状と問題点として、高齢化の問題、女性や認定農業者の農業委員数が低い水準にあること、法人関係者の参加が限定的であること、さらには団体と議会推薦のいわゆる選任委員のうち3割が市町村議会議員で占められているというような実態なりを整理してございます。

これらを踏まえまして、次の の「今後」以下で、1つは団体推薦につきましては、農協と共済の合併に伴う経営管理委員または理事以外の推薦の可能性と、前のほうで触れました土地改良区との実務面の連携強化の観点から、土地改良区を団体推薦として扱えないかどうかの可能性を検討するという点。さらには、議会推薦につきましては、懇談会でもご指摘をいただいておりますように、有識者なり、法人経営の専門家なり、そういう者の参画の可能性という点で、選任委員の範囲と定数について見直しを図ることが重要であるということで整理しております。

女性農業者や担い手なり法人経営者の一層の参画につきましては、選任枠の活用なり、系統組織の新たな目標設定なりも含めてやっていくことができないかということで整理してございます。

定年制につきましてもご議論いただき、「なお」以下で整理してございますが、両論いただいております。ただ、公職選挙法を準用するという今の制度の枠組みのもとでこれを導入するということは困難ですので、選任委員枠をより積極的に活用するなり、若返り運動なり多選を避ける申し合わせなりの自主的な取り組みを推進することが重要であると整理してございます。

(8)でございますが、委員の選出方法でございます。これについても現状を説明するとともに、本懇談会における「公選制が必要である」というご意見と、「見直しが必要である」という両論の理由の主なものを整理してございます。これにつきましては、農業委員会制度の基本は公選制をベースに制度ができ上がっているということと、現在、それをベースに役割を發揮し、その必置なり役割も前のほうで確認されているということも踏まえまして、直ちに公選制の見直しを結論づけるということは困難ではなからうか。しかしながら、懇談会でも議論がございましたように、さまざまな課題が提起されておりますので、1つはそういう選挙委員定数の見直しなり、選任委員枠の範囲の見直しなりを行うということ、さらには公選制の意義を引き続き検証するという作業を進め、今後の課題としてそのあり方を検討していくことが重要ではないかと整理してございます。

(9)で委員の資質の向上でございますが、ここも現状につきましてどういう取り組みを行っているかということを経初の3行ぐらいで整理しまして、その後、「しかしながら」として問題点を整理してございます。そういう意味で、「従って」以降で農業委員について、単にそういう地域の代表者なり精通者ということだけではなくて、個別政策の遂行力なり、意欲、能力、人望という点が求められているというふうに整理しております。その上で、実践的な研修なり、分野担当制なり、外部専門家の活用なりを提起しております。

4でございますが、財政基盤のあり方ということで、最初の につきましては制度の現状を整理してございます。

次の が、地方分権改革推進会議でのアンケートを引用しながら、一般財源化についての議論が、いわゆる意見が拮抗しているという現状を整理してございます。

3つ目の につきましては、アンダーラインを引いている部分が交付金の政策的必要性ということ整理しており、また、農業委員会の活動・組織については、前のほうで説明しておりますように、一定の見直しが必要であるという認識に立っているわけですが、それらの上で、懇談会の中でも一般財源化を視野に置くべきであるというご指摘もいただいておりますが、制度の基本は維持されるべきであるという点、さらには地方分権と異なる側面があるという点、さらには財政が裕福でない農業委員会の問題なりを踏まえすと、交付金制度の基本は維持されることが重要であると整理しております。

ただ、国、地方公共団体をめぐる厳しい行財政事情にあるということで、財政、組織のスリム化は避けられない課題であるということで、今後、特に市町村合併も含めた組織のスリム化なり効率化を進めていくということですので、それに沿った縮減ということが重要ではないかというふうに整理してございます。

「また」以降につきましては、現行の交付金配分基準が政令で比率を決めてございますが、市町村合併に伴って農業委員会数等に変動が生じて影響するという点も考えられますので、そういう観点からの見直しを図ることが重要であると整理してございます。

の「さらに」以下につきましては、前回も文章がわかりづらいというご指摘がございましたので、ここにありますように、1つは農業委員会の関係経費なり実態を整理した上で、ポイントといたしましては、自らの活動経費を既存の国等の各種事業を積極的に活用して確保していく。その前提として、自らの企画立案と、特に地域固有の課題を市町村に積極的に提言するというような観点として整理しております。

最後に、16ページ、「おわりに」ということで、本懇談会は農業委員会の活動、組織のあり方について焦点を当てて検討を行ってまいりました。ご案内のように、農業委員会系統組織は農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所という3段階をもって構成されているということで、農業委員会の活動組織を見直していけば、当然それに関連する都道府県農業会議と全国農業会議所についても改革の取り組みの一層の強化が求められるのではないかと整理しております。その上で、制度改正も含めたそういう取り組みを系統組織が一体となって加速化することが求められていると整理しております。

以上です。

八木座長 それでは、ただいま説明いただきました資料に基づいて進めてまいります。

まず資料については、事前に皆様方に送付されていると思いますので、最初に、読んでいただいたご意見を1人ずついただきまして、その後、総合的な議論を進めてまいりたいと思います。どなたからでも結構ですが、一通りご意見をいただいた上で具体的な議論に入りたいと思います。順次ご発言いただきたいと思います。

佐藤委員、いかがですか。

佐藤委員 いままで4回ですか、集まって話ししたことが、この文章にまとまっているなという感じがしておりますけれども、率直な読んでの感想というよりも、この点はどうかなということですが、見直しという言葉があっちこちにありますが、どういう方向に見直しするというのがはっきりと、例えば少なくするほうとか多くするほうとか、そういう方向性をもっときちっと出したほうがいいかなと思いました。

この中でも、7ページですか、農業技術の改良とか農産物の病虫害防除、農業・農村振興計画というのは、農業委員会以外の組織で十分やっていけるものだなという感じがしてありましたので、こういうものははっきり打ち出したほうがいいかなと思いましたし、11ページですか、広域連携の推進というのがあります、小さな組織で、ここで例えば委員会ですけれども、組織が成り立たないというよりも、ちょっと運営上大変だということで広域化しますと、今度広域の中でまた同じような業務が出てきて、業務が増えるんじゃないかなという懸念。実際、農村にいますとそういうことがありますので、これはそういう方向じゃなくて、はっきり広域は広域で一本化というような線を出したほうがいいかなと、そんなことを感じました。

野村委員 農業を取り巻く情勢は相当、もちろんこれは言うまでもなく大きく変化してきているんですけれども、これからの変化というのは、私は従来のような一直線といったらいいか、規模の拡大とかそういった変化だけではなくて、もっと消費者とか、都市住民とかを巻き込んだ、あるいは小さな農家でも生きていけるような、さらにはバイオマスだとかそういう方面にも関係してくる、日本経済の中での地域の産業としての位置づけが大きくなっていくとか、かなり特色のあるというか、これまでにない形での農業の変化が進んでいくというふうに思います。

実はこの報告書を読みまして、残念ながら、ドラスチックな改革というわけにはいかないと思います。そうなっていないのは残念でありますけれども、しかし、大体こんなところかなという感じがいたしまして、報告書についてはおおむね私は賛成であります。しかしながら、いま申し上げましたように、農業を取り巻く情勢の変化というのはかなりこれからある意味でドラスチックに変わっていくし、これをうまくとらえないと、日本の農業のこれからの進歩はないというふうに考えますので、私は引き続き農業委員系統組織のあり方については柔軟に対応していただきたい。変化に対して柔軟にキャッチボールをするように見直していただきたいと思います。

飛田委員 報告書の案につきましては、マイルドではありますけれども、基本的な方向性としては賛成いたします。具体的に、例えば9ページ目の事業評価の推進といったようなものを具体的に入れていただいていることなどは評価できると思います。積極的な方向性を示しているという点では目玉ではないかという感じがいたします。特に、この流れの中で、いま地域による特色というのがあるということはよく承知されていて、各委員からもお話をいただいたところなんですけれども、全体的に日本の農業のターニ

ングポイントに来ていると申しましょうか、大きな問題を抱えているという、そういう一つの大きな、極端に言えば、土地も十分に生かされていない面などもあるし、経営上の問題もあって荒廃している部分もあるというような病理現象というものをもう少しはっきりと出していただいてもよろしかったのではないかという気がしております。

それから6ページ目のところで、一番下の行なんです、「硬直的な面があったことも影響している」という書きぶりになっておりまして、この点はそのとおりだと思うんですけども、硬直的な面というのが、なぜこういうような状況になったかということ、例えば農業委員会自体がお互いの意見交換を積極的に行えるような議論の場として至っているかどうかということ。例えば、土地もその地域によっては有力の方が取り仕切っておられて、平たくいえば、長いものには巻かれる的な雰囲気があったり、違う意見であることをそこではっきりと表明することが、そういった有力者の意向に反するというような暗黙のうちの自制心が働いて、新しいことを取り入れることができなかつたとか、あるいは硬直性を生んだというようなこともあるのかもしれないと、私などは思うんですが、そういうようなことなどは、結局人と人とのコミュニケーションがより積極的になされていて、専門性が生かされて、それぞれが実務を積極的にこなしていただくという、人を生かす形というもの、そういう側面から少し強調していただく必要もあるのではないかという気がしております。

西川委員 全体、読ませていただいたんですが、いま農業情勢が転作制度等の問題で大きく変わろうとしていることをいろいろお聞きしているんですけども、無難に取りまとめられているという感じがいたしました。その中で、特に7ページでございますが、アンダーラインの「個々の農業委員が分野ごとや地域ごとの活動範囲を明確にして」ということをお書きいただいております。いわゆる農業構造政策という業務の中で、農業委員さんの責任を明確にしていかなければならないということを思います。このことが農業委員会に対する予算措置、交付金制度とも関連づけられると思います。農業委員さんの目標を持った活動ということが求められるのではないかと思います。

地域で研修したり、あるいは会合を主体的に持ったり、そこで議論したり、あるいは決まったことを実践したり、継続したり、そういうことをしていく実績、その実績をポイントとして評価をして予算の割り当てをしていく。予算の割り当てを前年度に事業の活動計画書を提出し、それが実際に目標を持ってできているかどうかの実績報告によりまして検証、チェックするような仕組みをやっていったらどうか。原案は抽象的な表現ですけども、運用について、ほかの農政政策も大きく厳しく変わってまいりますので、運用面で厳しく求められるのではないかということを感じました。

それから、それとも関係するんですが、14ページの中ほどで個別政策の遂行力、意欲と高い能力、人望が求められるということが書いてございます。まさにこのとおりであると思います。ただ単に一般的に決められたことを全体で遂行するというよりも、個別政策の推進力、機動力というものが必要なのではないかということを感じました。

今井委員 私も意見書を出させていただいて、ほとんど入れていただいているなという思いもしましたし、全体的に取りまとめられているのではないかなという気持ちです。

いまほど西川委員のほうからお話があったように、私も農業委員一人ひとりによってものすごく質というか、レベルが違ってくると思うので、その辺の個人的な農業委員の

質ということを明記されているということの評価したいと思いますし、先ほど飛田委員がおっしゃったように、事業評価の推進ということで、「外部からの有識者の声も反映しつつ」というような、こういう文言が入ったということも評価できるところじゃないかなと思います。

あと、全体的に非常にまとまってはいるんですけども、もう一つきりっとしたものがないという失礼ですけども、何となくまとまっているなという感じの感想を持ちました。

宮崎委員 特に7ページに書かれていることですが、7ページの 番目で「なお」から始まっています任意業務のほうで「地域の主体性」について、農業委員会の役割で農地の利用及び管理という面から、農地の利用および管理といえば、広げればどこまでも広がっていくことにもなります。そういうことで農業委員会が「地域の主体性」を持てば、当然地域農政についての責任というものも明確に記述しておいたほうがいいと思います。

それと、地域農政を農業委員会が任意業務の中で担当して行って、責任を持って農地の利用・管理の面から担当していくとした場合、これは集約すれば国の農政につながっていくわけですから、そこらあたりも国としてきちんと認識してもらわなければいけないと思いますし、それはひいては財源の問題にもかかわってきます。財源はあとの部分で、市町村部局あるいは国の各種事業という書き方をされていますけれど、こういう新たな取り組みの制度面での、国の支援措置というよりも、むしろ地方分権の移行にあるわけですから、市町村独自の自主財源の中にきちんと位置づけられるような財源を、地域の農政の担い手ということであれば、国の農業政策との関連において措置すべきと思います。

福田委員 最終ページの「おわりに」についてです。農業委員会と都道府県農業会議と全国農業会議所の系統機関について述べられていますが、これは「おわりに」ということから見ると何か付随的なことのような気がします。今回は農業委員会に関する懇談会なんですが、第2段階は農業委員会・都道府県農業会議・全国農業会議所に関する懇談会というような提言という形で載せていただいたほうが、より全体的にまとまるんじゃないか。農業委員会だけでは、これが実際に実行されるかという疑問で、上2つの機関との連携が大変重要です。このことは「おわりに」にももちろん書いてあるので結構なんですけれども、もう少しアクセントをつけていただくとか、あるいは提言という言葉を入れていただくのがいいんじゃないかなと思いました。

それから、ちょっと細かいことなんですけれども、9ページ(5)の5行目に、地域の实情と必要性に応じて、教育委員会、次が商工会になっていますが、商工会議所・商工会と入れていただきたい。実は石川県の最大の穀倉地帯は松任市なのですが、松任市は松任商工会議所なんです。いままでは農村地帯も商工会議所が随分増えてまいりましたので、商工会議所・商工会、また法律的にも2つ、商工会議所法と商工会法がございますので、商工会だけというのはまずいと思います。

佐野委員 私はいままでの意見なども結構入れていただきましたし、指摘される問題などを鑑みながら今回このようにつくっていただいて、よくできているなと感心したところがございます。委員さんの中にはもっと明確にするべきだというご意見がありましたけれども、私はまたそれとは違って感じます。いま地方分権の中で自己責任の時代に、

やはり自分たちで決めていく。いままでなかったものを農業委員会系統が自己責任で、自分たちで企画立案してやっていく。これも一つの手法ではないのかなと私は感じまして、全くこれはいい案だと感じたところでございます。

岩崎委員 7ページの「担い手への農地の利用集積活動の重視」という項目なんですけど、要は任意業務に関しては、担い手への農地の利用集積に重点を置き活動していくという方向性がここで示されているわけですね。ただ、担い手への農地集積という課題については、自治体をはじめとして、JAも普及所もみんな取り組んでいますね。実際、制度とか事業としてもかなりたくさんのメニューが出そろっている現状にあると思います。特に自治体は認定農業者制度によって、具体的な事業化によって推進する立場にあるわけです。そんな中で、農業委員会の重点課題を担い手への農地集積と位置づけた場合に、農業委員会独自の役割というのは何なのかということを考える必要があるのではないかなと思うわけです。

具体的に農業委員会は担い手への農地集積に向けてどんな活動ができるかという方法論なり運動論まで示さないと、これから農業委員会の事業評価の導入等非常に厳しい環境になっていく中で、方法論も示さないまま「担い手への農地集積をやってください」といっても、農業委員会も困ってしまうのではないかな。その方法論、運動論のレベルに至って検討する必要が出てくるのではなからうかと考えます。

これまでも農業委員会は、決して担い手への農地集積に無関心だったわけではなくて、もちろん地域格差はあるとは思いますが、例えば、農地の利用であるとかあっせん事業の主体としても、農地流動化推進員制度のような取り組みによって、地域で農業委員の方はご苦労されていると伺っております。まさに「行動する農業委員」として地域で頑張っておられるんだけれども、しかし、一方で担い手への農地利用集積はなかなか進まないという現状がある。それは、農業委員の質が低いとか、やる気がないとか、そういう主体側の要因ではないのではないかなと考えるわけです。

私は、担い手への農地集積という目標に向かっていく上での農業委員会の独自の役割というのは、やはり地域集落での合意形成に向けたコーディネーター的役割を農業委員が担うのではなからうかと思っているわけです。地域農業の将来像と担い手の問題を集落構成員皆で考え話し合いを進め、合意形成のプロセスを踏みながら、地域で担い手を育てていく。つまり、お上である行政が担い手を認定するのではなくて、地域で担い手を認知して協力していく、そういう運動を地域でつくり上げていく必要があるのではなからうか。つまり、これまでの議論に出ておりましたが、ボトムアップ型の地域農業なり農地管理のプランニングというものが必要になってくるのではなからうかと考えております。

地域農業の担い手とか将来ビジョン等に関するプランニングの部分について、農業委員が核になって合意形成を図り、みんなで協力して担い手を育てていく。そんな運動論的な役割がまさに農業委員会の独自の役割として掲げられるのではないかなという気がするんです。いくら行政が認定農業者ということで認定しても、なかなか地域で進まないというのは、それは地域での合意形成がないからという面もある訳で、その辺をどうクリアするかということが大きな課題としてあるのではなからうかと思うわけです。

担い手の方からは、必ずといっていいほど「出し手批判」をよく聞きます。「兼業農

家批判」というんでしょうか、例えば大区画圃場整備事業が進んでいるから、兼業しながらでも十分農業ができるし、あるいは土地に愛着心があってなかなか手放さないとか、いざ自分の家でできなくなっても、農地の集団化とか面的集積は二の次で、とにかく自分が貸したい人に貸してしまう、そういうところが必ず問題点として挙げられるわけで、実際、農地の分散化が担い手、経営者側にも大きな負担となっているという問題があるわけです。このあたりをどうするか。

農業委員も、農地の権利移動の調整が非常に必要だということはわかっておられるとは思いますが、でも、地域の中で権利面の調整に及ぶような、そういった農地集積の話し合いというのはなかなかしづらいというのはよくわかるんです。それぞれの家の経済的な事情にかかわるわけですし、また、兼業農家側だって、特に地方は厳しい雇用状況にあるわけで、農地を出した後に、自分が果たして地域での生活を維持できるかどうかというその不安感というのは大きいわけだから、無理して農地を出せとも言いづらいわけです。

そうなると、例えば担い手を10%として、残りの90%の農家が地域で生活しているとすれば、10%の農家だけではなくて、90%の農家も含めた形で、90%の人も納得できるようなプランニングというものが求められるんじゃないか。それがない限り、10%の人と90%の間では、結局対立した争いになって、スムーズな農地の集積が進まないのではないかという気がするわけです。90%の人にとっても共通の目標となるような農地の有効利用に向けての方向づけというものを農業委員会が核となって提案していく必要があるのではなかろうかという気がするわけです。

恐らく90%の人たちにとって、実際に自分の課題として共感できる点は、担い手にいかに農地を集積させるかという課題ではなくて、集落とか地域の農業、あるいは地域そのものをこれからどうやって維持していけるのかという観点からの課題だと思うんです。将来の集落なり地域の農地管理がこのままでいくとどうなってしまうかということを含んで考える。そこで、このままでは集落の農業は立ち行かなくなる、どうしたら地域の農業が維持できるかという問題意識を地域の中に生むことが必要だと思うんです。

つまり、自分たちの地域の将来をどうするかという話し合いの中から、合意形成を図っていく必要があるんじゃないか。いまのところ兼業で何とかうちの農地は維持できるけれども、3年後、5年後、10年後、どうなるかということを含んで考える。その場合に農業委員がまさにコーディネーターとして、地域の共通の課題として提案し話し合えるような、そういう機会を持つ必要があるのではなかろうかと思うわけです。

農業委員会が自治体と連携しながら将来の地域の農地管理のプラン、ビジョンを提案し、地域に投げかける。それは決してお役所仕事でつくったプランではない、実行性のあるボトムアップ型のプランとして下から立ち上げていく、こういうプロセスが農業委員会独自の役割として期待されるのではないかと思います。また、そのようなプロセスを踏まないと、地域で担い手を認知して育てていくことにはつながらない。つまり、出し手の理解を得て、地代とか地価を適正化するとか、まだまだ農業をやりたいという高齢者には直売所とか食農教育とか、活躍できるステージをきちんと準備してあげるような、農地管理を含めたむらづくりのビジョンがないと、いくら農地を出せ出せといっても無駄だと思います。地域の農地管理に関するビジョンの提案と合意形成に向けたコー

ディネーター役を農業委員会に期待したいと思います。そうすると、一見遠回りに見えますが、農業委員会の活動の範囲は、農地集積に直接関わる活動だけにとどまりませんし、また、地区に女性の農業委員会が得意とする分野がむらづくりビジョンの形成において重要になると考えます。

齊田委員 報告書をご説明いただきまして、われわれ委員が皆さんそれぞれ意見を出して、それを評価するかしないか、まとめがどうかこうかということになりますので、そういうことではなしに、私はいろいろ経緯とかその後の問題を踏まえて説明があり、検討した結果、こういう中身にまとめていただいたわけでありまして、例えば1つは期待される役割と活動内容が地域によって異なるということを確認した上で、次の段階では地域の固有の課題に着目して、それを踏まえて多様な意見を出し合う。あるいはまた、実態に合う活動をするということに整理をされますし、さらにはそのためにはということで、任意業務の活動の中に計画・実施・評価、あるいは見直しというふうなプロセスを、農業委員以外の有識者の意見も取り入れてやるということで整理をされておりますので、私は基本的には、農業委員会というのはやはり形の上では残すべきだと考えます。財政上も、交付金で今後も考えていこうということを前提にしたまとめになっております。

ただ、願わくば、この農政の問題、特にWTOなどの関係もありまして、時々刻々と変わるものですから、その時点でまたこのような組織がつくられて検討されるということも必要なのではないかなということを感じたわけでありまして。

児島委員 いろいろご意見があつてまとめられた報告書なんですが、報告書につきましては、行政側、私としては問題ないのかなという感じがいたします。しかしながら、農業委員会の役割となると、この文面に書いてあるような内容ではなかなか難しいのかなと。やはりこの農業委員会の中で、6ページにありましたか、市町村農政部局と農業委員会の間でどうしても活動業務が相互に分担がされていない、明確でないという場合があるよという内容が書いてございますけれども、確かにそれはあるかと思えます。農業委員会法の6条には任意事務と法定事務がありますけれども、かなり多い業務の内容がございまして、それについては農業委員会としてはあくまでも、自らが業務を行うのではなく、行わせるような一つの方向づけをさせる。行政がそれを受けてそれなりに事業を行っていくという方向が一番流れの中ではよろしいのかなと思えます。

そこで、今回いろいろご意見がありましたけれども、これは農業経営基盤強化促進法ですか、その中に担い手の関係だとか認定農業者の関係がございましてけれども、農業委員にあくまでも、農業委員会が認定をするということではなくて、支援センターそのものが認定農業者を認定をし、それをバックアップしていただくのが農業委員会というふうに私も考えております。また、委員の推薦、要するに農業団体または農協だとか共済、または議会の推薦の委員さんがおりますけれども、その委員の推薦につきましては議会というのがございまして。それは農業委員会法にも謳ってございましており、議会からの推薦というふうになっておりますけれども、これもなかなか議員からの学識経験という形の推薦がよろしいかどうかというのはまた議論なんですが、この点も少し考えていかなければ、農業関係の意向がもっとはかれるのではないのかなという考えは賛成するわけでございます。

この報告書を見ますと、先ほどの委員さんのお話もございましたとおり、無難にこれをまとめられて、今後の農業委員会の活動についてはこのような形で今後検討していくものもあるでしょうけれども、いろいろなご意見を聞く中の農業委員会の、一番最後に書いてありましたか、いろいろな意見を聞きながら農業委員活動を行っていくのが一番よろしいというふうに私どもは考えております。

中村委員 報告書案は、各委員のご意見を幅広く踏まえたとりまとめになっていると思います。

2点ほど言わせていただければ、1つはこの懇談会を通じて感じましたのは、いま一番日本農業で大変な課題は新しい米政策が成功するかしないかということであり、このことは、将来の日本農業を大きく左右していくように思います。したがって、そういう情勢も踏まえて今回、農業委員会の役割、活動の方向が、あるいは組織のあり方ということが位置づけられたのではないかということを感じます。

もう一つは、これも議論の根っこになってきたわけではありますが、日本の農地をどう守るのか。これが新しい基本法、基本計画を実現するにも根っここの問題としてあるわけでありまして、こうした観点から、農業委員会の設置の問題、あるいは財政基盤の問題を含めてご議論がありました。そこに一つの方向を出していただいたということは、農業委員会の問題だけではなく、日本における農地制度の持つ役割というのが改めて評価をされ、あるいは認知されたというふうに、この懇談会をとらえてよいのではないかと考えております。

報告書案で示された方向に沿って、これから具体的にどうするかという舞台になりますが、十分にこれまでの皆さんのご議論を踏まえた方向で実現するように、私としてはお願いしたいということでもあります。それから先ほど農業会議、農業会議所の話も出ましたけれども、皆さんのご意見を踏まえて現在進めております関係機関・組織との連携強化や業務の重点化など、自己改革の取り組みを一層強化してまいりたいと考えております。

宮崎委員 8ページの3の現場段階での総合的な農政推進体制づくりということですが、地域農政の中で農地の保全あるいは担い手への集積、多様な担い手の問題、農業振興の最終的な地域での責任があると思います。そういう点を明確に出してもらって、農業委員会の位置づけをしてもらうことが必要です。農業委員会と市町村行政部局との関係があまりうまくいっていないところが全国的にはたくさんあります。だから、農業委員会が、先ほどから出ていますように、農地の利用集積等を中心に農業委員会の役割を果たし、それを市町村部局に政策として提言しても、市町村部局が実行しなければ何も効果は上がっていきませんし、最終的には市町村部局が地域農業政策の責任者であるわけですから、そこらあたりを明確に出してもらわないと、なかなか農業委員会が頑張ろうと思っても頑張れない場合があると思います。また、市町村部局から農業委員会のほうに、こういう役割が農業委員会にあるんだから、積極的に活動して、提案をし、あるいは実行してもらいたいということを指示していく、そういうことも位置づけておく必要があります。

八木座長 一通り委員の皆様からご意見をいただきましたので、各項目別に皆様からご意見をいただきたいと思います。最初に時計文字の と時計文字の あたりですが、

「はじめに」と、見直しに関する検討課題、特に2ページの下のところの農業・農村、農地をめぐる著しい情勢変化の中の役割、活動のあり方、組織のあり方、財政基盤のあり方、その他、3ページ以降は指摘されている主な論点・課題という点でございしますが、このあたりで何かご意見ございませんか。斉田委員のほうから情勢変化に対応するというお話もありましたけれども、一応状況認識ということでよろしいでしょうか。

そうしますと、時計文字の1の今後の改革の基本的視点、これは4ページから7ページの上のところまで、このあたりでいかがでしょうか。5ページの今日的意義のところでも、課題としてはアイウエの4つの視点と、それから農地の多面的活用の促進ということで整理されております。

佐藤委員 繰り返しになるような問題ですからあれですけれども、優良農地の確保というのは常々あちこちに出てきますけれども、大変難しいかなと私は見ていまして、優良農地は住宅でもいいし、工場でもいいし、国土の中で一番利用価値のある土地だと私は思っていますけれども、それについて、農地法があるんでしょうけれども、農業委員会ですらどういふことをすればいいのかなということを農業委員会としてはっきり出しておかないと、ただ優良農地の確保、優良農地の確保といっても、どんどんいろんな方面から、宅地化というか、農地がなくなっているんですよ。これはどうしたって歯止めをかける方法がないかなと思っていますけれども、いろんな補助金とか制度上で、ここは農地で残しておくんですよということになれば、また別の制度が生きてくるはずですが、圃場整備して8年とかと区切られるものですから、その後は自由になるみたいで、なかなかそこで農業をやろうという人がちょっと残念だなという面もありますので、もう少しこれを強力というよりも方法論を、農業委員会で守るためにどうするんだということも言ったほうがいいんじゃないかなと思います。

飛田委員 ただいまのご発言に関連してなんですけれども、具体的に乱開発が行われるような状況がうまく察知できた場合などに、どのような形でそれを押しとどめることができたかという具体的な対処の仕方のようなものもいま現場で求められているのであれば、そういったことも。こういうことを試みたけれども、時間的な経過の中で、この手を打たなかったがために優良農地が失われたとか、逆の、可能だった場合と不可能だった場合などの、これはここの中に入れていただくのが適当なのかどうかかわからないんですが、優良農地の確保についてはこのような取り組みも見られるというような形で、成功した事例を挙げていただいたり、あるいは一方、農業委員の努力にもかかわらず、このような結果を生んでしまったケースもあるというような、内容の中で挿入するとすればそういうふうなことになるのかもしれませんが、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

西川委員 関連ですが、優良農地の確保という点なんですけれども、その市町村の農業の振興計画を立てていただいて、それをもとに、農地は確保する。土地利用計画で、ここは開発可能な部分というような大きな目で土地利用設定をした上で優良農地の確保という事業を展開していかないと、突発的に出てきたものについて、計画にないものについては外すというような仕組みにしないと、これはちょっと難しいと思います。

佐野委員 農業委員としてお答えしたいと思います。現在、農地現地パトロールという

手法で農業委員会は動いておりまして、月に一度ですか、監視して、あとまたその都度、報告がありましたときにはすぐにそこに伺うという手段を取っております。

あと、ただいまお話がありました農業振興ですか、これもどこの市町村でも農業振興の策定プランというのはあるはずなんです。私どももそれがありまして、マスタープランといまして、5カ年計画をやっております。それも、その長は農業委員会の会長でございます。そんなところで、皆さんに周知してやっていることでは、農業委員会としてはそれなりの価値はあるのかなと思っております。

児島委員 いま、優良農地の確保というのは大変難しいと思います。実際、私どもは農政課ですから、農業振興地域の整備に関する法律があります。それらによりまして、農用地区域、または農用地区域ではない区域を策定して、優良農地の確保は行っているわけですがけれども、都市計画部門と農政関係、要するに国土交通省の関係と農林省の関係と同じなんですけれども、例えば農業振興ビジョンだとかそういうものをつくる場合においても、独自の形でつくるといのがありますので、ある程度整合性を取らないと、優良農地として確保する地域、これは農業振興地域としても見捨てる区域というような考えを取らないと、優良農地は確保できないのかなと。

また、優良農地を確保した場合については、今度は地域の農業者に対しての権利の関係の侵害となるという一つのパターンもございますので、あまりにも「これはあくまでも農業にしか使えないんですよ」ということになると、難しい。それらを理解していただきながら優良農地の確保を図っていきますということで現在やっているところなんです。その中で、開発するにはやはり優良農地が一番簡単で、転用が早い。大規模に転用できるというようなこともありますので、これを守るといのはなかなか難しいというのがございます。

また、さいたま市としては、前にもお話ししましたとおり、これは所沢の三富もそうでしょうけれども、見沼の保全という形で従来から見沼三原則で守った地域がございます。それは市街化と調整区域、また市街化と、その中に囲まれた面積的には1,260haぐらいなんです。それが現在、農林水産省、国土交通省、いま新都心でございますけれども、それからさいたま市の企画、農政、都市計、いろんなものが入りまして、いかに確保しようかというような考え方で向かっているわけなんです。優良農地である農地をいろんな面から、市民農園にしたほうがいいとか、体験農園、または公園、いま現在やっていますセントラルパーク構想というのがございますけれども、これらを含めたプロジェクトで一体的に整備をしていこうと検討をやっております。

その地区については、そういうような形で整合性を取った形でいまやっておりますけれども、他の区域については、農業振興地域の整備計画を策定していま現在やっているわけなんです。さっき言ったように、開発が先行し、また、いまのこういう状況ですから、農家の方も手放したいという方がいらっしゃいますので、それを押しとどめて、「農振ですよ、農業を振興しなさい」といのはなかなか難しい。また、担い手に土地を集積しなさいといっても、なかなかできない。いま模索中ではありますけれども、国民に残された財産という形で、やはり緑というのは確保しなきゃならないということもありますので、十分検討しながら守っていく。

ですから、この農業委員会の活動の中にも、優良農地の確保、担い手の育成、認定農

業者の関係、これについても十分検討して、今後残さなくちゃならないところは残す、残さなくていいところは残さないという形の一つの考え方を持って行うべきじゃないかなと考えています。これは行政側として、私がいま携わっている考え方なんですけれども、よろしくをお願いします。

八木座長 それぞれ地域ごとに工夫を凝らしながら、地域の特性に合わせた農地の確保方策があると思いますけれども、それをもうちょっとアクティブに、積極的にやっつけていこうというのがこのアの文面の意味だと思いますので。

中村委員 そこが、先ほど指摘されていますように、任意業務の中の農業振興計画の樹立みたいなものをどうするかという話とびったり結びついていくと思うんです。地域における土地利用については、市町村の農政部局もあるし、あるいは開発・建設部局もあり、これらの整合を図りつつ、また整合を図るためにも、農業委員会が農業振興計画をつくっていくことが、結果的に優良農地の確保・有効利用につながっていくと思うんです。

飛田委員 優良農地の問題をちょっと角度を変えて考えていく場合に、景観の保全ですとか、地域の豊かな自然環境の保持とか、いろいろ多面的な農業の持っている魅力ということになるのではないかなと思うんですが、そのあたりで、確かに土地所有者の人の権利というのもおありになると思うんですが、その地域の中でこれから先の展望というのがある程度みんなの中で合意が図れていけば、ここの景観は保持したい、あるいは土地はその人だけのものじゃなくて、多くの人にとっての財産であるというような文化的な合意形成みたいなものもそれに伴ってくれば、優良農地の確保の側面的なといいましょうか、具体的な手段となる。そういった多くの方の意識というのが、先ほどおっしゃられた見沼の田んぼの保全ということにもなって、つながってきたんだろうと思いますので、そういう先を見越した、将来の展望をみんなで、農業委員が中心になって話し合ったり、あるいはいろんな方法があるかもしれません。

私のような門外漢からしますと、景観についての美術展をやって、このきれいな絵を描いていらっしゃる方の作品をみんなで鑑賞するとか、「残してほしい自然はどこでしょうか」というふうなアンケートを取っていくような活動とか、これも農業委員さんだけではなくて、サポートする一般の市民の人たちをうまく中に入れていくことによって可能になってくる場合があると思われます。そういう面と、それともう一つは、おかしな広告がまい込んだときにチェックして、これは青田売りではないですが、将来のマンション計画のような広告があったとしますと、そのときに声を上げることが可能なような環境づくりみたいなことも必要だと思われますし、また、消費者がそこにいけば、その広告を見たときに、その広告内容が適正かどうかということから異議申し立てを行うといいましょうか、そういうことも可能なんだろうと思うんです。

そういう多角的な、大勢の人の協力を得た環境の保全ということも、もしかしたらわりあい有力な優良農地の確保の、それを持っていらっしゃる方にとっても、大勢の人が自然を評価してくれているということは、自分にとっても恐らく光栄なことで、それをできるだけ維持しようという気持ちになるでしょうし、あるいは業者に対する圧力というの、大勢の合意があればかけやすいということもあるでしょうから、その辺のところは行政の立場で、先ほどご発言がありましたけれども、行政が前向きの的確な計画

を持っている場合ばかりではないので、大変乱開発が進んでいるような地域では、規制緩和の流れの中でそれが行われていくという傾向がありますから、そういうときには私なんかの感覚では、農業委員さんが行政の方と対立しても、これはこうじゃないかということ意見を戦わせていただくような、チェック機能も果たしていただければありがたいということをおもうわけです。

農地をめぐる課題としては、優良農地の確保のための、それこそ情報が何かを全国的な系統組織の中で集めていかれると、いい知恵が浮かぶかもしれないし、そういう意味での理論的な武装といいましょうか、そういうものも進めていただければ、農地法の厳正・的確な業務執行にもそれが寄与するのではないかというふうにお話を伺いながら思った次第です。

野村委員 5ページの、いまご意見もあつたんですが、今日的意義の下のほうの多面的活用の促進、これがちょっと、「さらに」となって、扱いがどうなのかわからない。これはわりと重要なテーマだと私は思っていますので、もう少しきちんと整理していただければという気がします。

その下ののところなんです、これは物すごく難解で、おっしゃりたいことはわかるんですけども、ここは農業委員会の設置が意義を有するという大事なところなので、もう少しわかりやすく記述していただきたいと思います。

八木座長 いま野村委員からありました5ページの下の方、ここが一番大事な文面で、農業委員会の必要性、意義ですね。農業者を主体とした自主的な管理及び方向づけを行う組織が主体的に対処する枠組みを活用することが非常に大事だという文面で、確かに文章は少し工夫したほうがいいのかもかもしれません。このところが基本であると思うんですが、この辺で何かご意見がございますか。

西川委員 多面的活用ということがありましたけれども、農地とか水の持っている役割といいますか、そういう面の意味もここに表現していただければ。ただ、農地を多面的に活用するというだけじゃなしに、農地がわれわれ人間が生きていることに大きく役立っているということをPRできるような字句を入れていただければと思います。

今井委員 8ページの一番上の、先ほど岩崎委員がおっしゃった内容にちょっと関連するんですけども、地元でついこの間、私たちのところは基盤整備がされてなくて、完成するまでには今の米政策大綱の内容でいくと生き残れないという危機感を感じているので、今われわれの農業・農村をどうしようかという会合があって、出席してきたんですけども、そこにはJAと行政、普及センター、土地改良、それから基盤整備が既に終わっている地域の代表の方と、あと受託者が集まって、話し合ったときに、農業委員が入ってなかったんです、その集まりの中に。

今回で、2回目ということで、昨年と同じメンバーでやったということですから、昨年も入ってなかったと思うんですけども、先ほど岩崎委員がおっしゃったように、確かに担い手への農地の集積とはいいうんですけども、アンケートとか取って調べてみると、基盤整備を終わってしまうと、兼業農家でもできるというような状況になったときに、だんだん土地を離さなくなってしまうというのが、実際、基盤整備を終わった代表者の方からの意見で、今よりもかえって集積が難しくなるということがわかったというんです。

ですから、そうなるとなおさら担い手に集積というのは無理だというのがわかりまして、受託者とか、いま一生懸命農業に取り組んでいる人に集めよう、集めようということをしていわれていても、現実には逆の方向にいつている。農業委員がそういうところへ出てきて、先ほどの岩崎委員が言ったようなコーディネーター役になり、どうしてこれからそういうことをしていかなければいけないんだということ、先ほどの表現をかりれば、90%の兼業農家なりの方々に説明して、その意をわかってもらうという努力を農業委員という立場の人たちにやってもらったほうがいいのではないかなと思いましたが、もう一つ突っ込んだ表現ができないのかなという感想を持ちました。ちょっと工夫していただければありがたいんですけども。

八木座長 8ページの質問が出ましたので、話題を2の農業委員会活動の見直しの方向にも広げていきたいと思しますので、ご意見がありましたらお願いいたします。

佐藤委員 いつも任意業務ということでお話ししていますが、農村の現状というのはいま非常に変わっているというのは私もひしひしと感じておりました、その中で農業委員という、私は48年になりましたけれども、町会議員と同じような雰囲気、「わあ農業委員になったんだな」と。それから4回選挙がありましたけれども、だんだん人が集まらなくなって、現状はお願いしてなっていた。選挙のときも、一度申し込みすればいいような状況にいまなっております。農業委員会ではなくて、農業委員というふうに申し上げますと、前にやったときは、例えば地域の代表だとか、それから優越感だとか責任感だとかがあって、私は農業委員になってこういうことをやろうということがあったような感じがします。ですから、そのときは報酬は全然頭にありませんでした。内容は大体どこも同じだと思いますけれども、議員の1カ月分かなという感じがしておりますけれども、ほとんど手元に残らない。

その中で、本当に農業委員となって、例えば農業技術だとか病虫害防除だとか町の振興計画とかいうのは、私としてはちょっと酷かなと思います。いつも言いますが、こんなに広げないで、業務をしっかりとやってくださいよというほうが。そこをこれは言ってるのかなという感じで解釈しますけれども、つけ加えながら。

西川委員 7ページの(1)の3番目ですけれども、アンダーラインの箇所「農地の利用及び管理との明確な関連性を持って行われる必要がある」と書いていますけれども、これがなかなか見えないんですけれども、法令業務そのものと構造政策との明確な関連性というのはどういうことなんでしょうか。

西岡首席企画官 ここで言うておりますのは、前回のご議論でもありましたが、農業委員会の任意業務は、農地の利用集積とかあっせん活動のほか、後継者探しといったようなものまで非常に幅広いところですが、法令業務に最終的につなげていくためにも、そこを農地の利用と管理に絞り込むという観点で、そことの関連づけがないような、あれもこれもはやるべきではないのではないかなという意味です。ただ、最終的に法令業務である利用集積計画の決定とか、そういういろいろな権利移動につなげていくためには、その中に当然任意業務のあっせんなどという部分もありますので、法令と任意という接点部分はやり、あとはあれもこれもやらないという意味での関連づけという趣旨ですので、そこはもう少しわかりやすく、いまのご指摘を踏まえて修文をしたいと思えます。

西川委員 私は反対に、利用と管理と流動化の部分に関連づけて、もっと推し進めるほ

うに感じました。

西岡首席企画官 もちろん、農地に着目して、農地との関連づけの活動以外の任意業務というのはもっと整理していくべきということです。逆に農地については法令と任意を一緒にもっと一生懸命やっていくという趣旨なんですけれども、それ以外の、あまり農地との関連が薄いような業務はもう少し整理していくべきじゃないかという趣旨で入れております。

佐藤構造改善課長 補足しますと、先ほど児島委員のほうからもお話があったかと思うんですが、5ページに今日的意義ということで、農地法の適正な執行による優良農地の確保とか担い手への利用集積とか、まず農地に関係することがありまして、それでさらにということで、体験農園とか市民農園、地域参加・都市交流型の活動による農地の多面的活用の促進が求められているということを書いているんですが、この懇談会の中で、やはり担い手への農地の利用集積などに業務を特化していくべきだというご意見がある一方で、中山間地域などを抱えるような地域では、そういうような施策もなかなか難しい中で、農地の保全や何かを守っていく必要があるのではないかという議論があり、さらに、前回か、前々回の議論の中で、佐野委員のほうからも食農教育の話などが出るなど、いろいろと議論になったことがあったと思っております。

そのときに事務局として考えましたのは、佐野委員のおっしゃっている食農教育というのは、これは正直いって、農協系統もやりますでしょうし、いろいろなところがやるかと思うのですが、そのときの媒体として農業委員会が何かに関与していくものとするれば、体験農園、市民農園、学童農園というような、そういった農地や何かを媒介としたような活動ということで、農地の多面的活用みたいなものが出てくるのではないかとわれわれはそのように解釈し、懇談会全体の雰囲気もそのような感じではなかったのかということで、5ページをこのような表現にしております。

7ページの先ほどのところでございますが、そうした中で、佐藤委員のほうからお話がありましたように、農業技術の改良だとか病虫害防除といったものは、これはまた普及との関係とか共済との関係がいろいろ出てくるわけですが、農業委員会は、7ページの(1)の3つ目の「なお」書きの傍線を引いてあるようなことで、農地というものの延長上での任意業務ということになっていくのが姿かなと考えております。

具体的なものとしては、この任意業務の中心的な活動は農地の利用及び管理との明確な関連性を持って行われる必要があるということで、先ほどのそういった耕作放棄地の解消に役立つような体験農園、市民農園、学童農園なり、違う農地の保全方策みたいなもの、そういったような農業委員会の活動に任意業務としてのものがあるんじゃないかなろうかということで、このような表現になっております。

あと、7ページの(1)の一番上のでもつけ加えているんですが、「農地及び農業用施設用地等も含めた地域全体の農業上の土地利用の調整への関与」ということで、例えば農業用施設用地につきましては、これは農地法上の転用許可を取ってやっていますので、転用許可を取ってしまった後は農地ではないので、農地法の規制というのは及ばないことになっているのですが、やはり食料自給率の向上なり生産基盤というものを鑑みれば、そういった農業用施設用地なども、ある意味ではこれからは農業委員会が、法律はないにしても、任意業務としてそういったものを保全していくような活動が必要な

のではなからうかということで、そういうことをいろいろ考えていくと、7ページの最後の「なお」書きにありますような、やはり農地に立脚したいろいろな任意業務というのは二通りに集約していくのではないかということで、このような表現としているといったようなことでございます。この点についてはいろいろご議論いただければと思っております。

宮崎委員 法令業務との関連で、農用地の利用、管理に農業委員会の役割を位置づけること自体は、それはそれでやむを得ないのかなという気がいたします。私は、むしろ担い手への農地の利用集積については、農地の利用、管理の対策であるよりも、むしろこれは農業の経済的な効率性といいますが、そういう経済的な側面からの政策的意義のほうが強いと感じます。

国の農業政策も、補助事業は担い手に集中的に制度がありますが、現実として農地の利用、管理という面からすれば、多様な担い手をきちんと認めておかないと、農地を良好な状態で運営していくというのは、中山間地域だけではなく、平地においてもできないのではないかと思います。

八木座長 それでは、3の農業委員会組織の見直しの方向のほうにも入りたいと思いますので、ご意見がありましたらいただきたいと思えます。もう一度もとへ戻ってご発言いただいても構いません。

西川委員 組織の見直しの件ですけれども、私、農業委員会の運営がもう少しわからないんですけれども、農業委員会で意思決定する総会というのは、農業委員さんだけの総会なのか。私が思いますのに、幾つか集落があって、何集落かの代表で農業委員さんが選出されている。そうすると、末端まで農業委員さんの働きが届かないので、総会というのがあるのかどうか。そういう総会の場で、ことしはどのような事業計画で何をやるかの課題あるいは問題点に対しての議論をしていくような地域での農業委員会関係の組織ができないのか。そういう組織を構築できないか。私は実態を知りませんので、問いかける形になりますけれども。

八木座長 佐野委員からご説明いただけますか。

佐野委員 総会という表現ではありますけれども、恐らく定例会のことをおっしゃっているのかなと思えます。これは毎月々行っているわけでありましてけれども、出席者は農業委員でございます。ただし、情報公開ということになっておりますので、傍聴は可能であります。そんなところで、総会という表現ではありますけれども、俗にいう一般的な組織の総会と質は違います。

西川委員 そういう組織にはなっていないわけですか。

佐野委員 私たちは3月末に年間行事としまして活動計画を立てます。それは飯館村の場合は飯館広報という広報紙を利用しまして皆さんにお知らせしております。あと、よその活発な委員会では独自の広報紙を利用して、そのような内容をお知らせしているようでございます。それがすべてではございませんけれども、その地区、地区でいろいろ変化はございます。

宮崎委員 西川委員のご意見の中で、農業委員の関係するエリアはそんなに広くないんです。だから、農業委員の人たちも農業者とは顔見知りの部分が多いですから、農業委員会のほかに全体の総会みたいなものがないとしても、それほど意思の疎通といえます

か、情報を知らないとか、業務自体が法令業務中心で、任意業務というのはそう広くありませんから、そういうことはあまりいまのところ生まれておりません。任意業務を広げた場合にはどうなのかという問題はあります。現実的には、いま議論されているような内容での農業委員会の活動にすれば、全体組織として別に総会で議論し、重要事項を決定するという必要はないと思います。

例えば、10ページの3の(1)の印の中で、「組織のあり方については可能な限り市町村等の実情等に応じて選択肢を広げていく」、こういう文章で農業委員会の方向づけをした場合に、具体的な制度が出てくる可能性があるわけですか。

西岡首席企画官 ここはそもそも全体の構成からいくと、「(2)改革の基本的視点」で、地域差があることを踏まえて市町村の実情をできるだけ反映した活動、組織という制度の基本的原則の中でやっていくべきだとしたのを受けて、その組織をどうするかといった場合には、ここで「広げていく」という表現が少し大きく、過大な期待を与えているのかもしれないのですが、一つは必置基準面積が上がるということは、農業委員会を置く、置かないということをして市町村の判断で、いわゆる選択でき、その判断の基準が該当する市町村が増えることになります。市町村から、農業委員会は置かなくてもいいという判断を受けることが多分増えることになり、市町村の選択肢が広がることになります。

また、特に市町村合併の部分で、例えば協力員とか、今おっしゃられた農業委員をサポートするような体制なりが必要ではないか。こういう部分も、それが制度化できるかどうかというのはこれから議論しなければいけないのですが、地域の実態として、農業委員が広域化してしまっても大変な場合には、任意業務なりをサポートできる体制ができるということになれば、それは市町村が選択できるということになります。

それから、11ページの例えば農地部会なり任意部会も、今は、これもかなり市町村によって違うんですが、選挙委員が20人以下の農業委員会でも、3割が任意に部会を置いていますので、そういうものも実態に応じて選択できるようにすることも考えられます。

そのほか、12ページの(6)の委員定数の見直しで法定定数について、この部分も引き下げをやる場合に、ご承知のように、地方自治法の場合には地方自治体が、市町村議会定数の引下げを人口にかかわらず決定できますので、例えばそういう選択ができるようになれば選択肢が広がるというような、主にその辺が制度として具体的に反映させていくべき事項と考えております。

岩崎委員 公選制の13ページのところで、ちょっと確認したいんですが、「農業委員会は公選制を基本に制度が構築され、その役割を發揮している」という前提があるわけですね。その一方で、公選制の見直しもまた求められているということで、「今後は公選制にかわって、地域農業者としての代表性を確保しつつ、任命制に移行する方向もあり得る」という書き方になっているんですが、公選制の見直しが必要とされる理由を教えてくださいませんか。

西岡首席企画官 ここはご承知のように、まさに各委員から両論のご意見をいただいております。他方、公選が農業委員会の基本であるという事実があります。その役割もいま發揮しているという意味からいけば、公選制をいまやめるとか、どうするというところを結論づけることはできないところです。両論併記という形で14ページまでの整理に

なっているんですが、ただ、一方で公選制のいろいろな弊害というか、問題も指摘されておりますので、一つはそういう運用なり、選挙委員定数を例えば弾力化するとか、選任委員をもう少し多様な人を入れていく道を広げることによって、そういう代替的なものとしてまずやっていくことができないのかというのが、14ページの上から3行目から4行目に書かれている点です。

それ以外に、もし公選制がいわゆる地域農業者の代表性の担保というところであれば、本当にそれでしか代表できないのかどうかという部分は、手法として農業委員会制度という枠組みのもとでも、そういう代表性を担保するということが本当に公選でしかできないのかどうかというところは検討の論点としてあり得るのではないかという意味で、これは今後の課題として議論していかなければいけないのではないかという趣旨で整理しております。

特に、前回の、この懇談会の前回の制度検討会で平成12年に整理された報告書でも、農業委員会の公選制は両論になっていたんですが、そこにおいても公選制維持の究極のご意見というのは、地域農業者の代表性の担保という部分、代表という形が公選制でしか本当に担保できないのかどうかという部分がもし議論されるとすれば、その手法なり、テクニカルな部分なりはもっと今後の課題として議論され得る論点ではないかという趣旨で整理しております。当面の話と今後の話と分けて整理したつもりではあるのですが、この文章の整理を含めて一回切るとい整理をする必要があるかもしれません。

岩崎委員 公選制の弊害というのは、要は、本当に農業委員になってほしい人が選ばれないということなんですか。

佐藤構造改善課長 公選制の関係で、法制的な面と実態的な面で、当委員会でもいろいろ出ていたお話なんですが、一つは公選制のまず制度論的なお話から申し上げますと、行政委員会としての農業委員会なわけですが、その行政委員会の委員としての農業委員を選挙でこの農業委員会法では選んでいるんですが、他方、例えば教育委員会でありますとか、あるいは国家公安委員会だとか、ほかのいろいろな行政委員会もございますが、選挙によって選ばれている行政委員会というのは、われわれが知っている範囲では、この農業委員会と水産庁の漁業調整委員会、この2つぐらいではないかと思っております。以前は選挙で選ばれたほかの関係省庁の行政委員会もあったわけですが、それがいまみんな任命制になっているということが一つ。

それと、これは実態論でのお話なんですが、先ほども少し出ていましたが、農地の利用集積というものに例えば業務を特化していくとなれば、その資格といいますか、そういったものについての才能のある人を市町村長が任命すれば、その場合には何もわざわざ選挙というような担保がなくてもいいのではないかと。そういったような実態上のご議論がありまして、果たして公選制や何かについて、制度発足当初とはかなり異にしているのではないかという意見について、13ページの後半のほうに書かせていただいているというのがこの趣旨でございまして、これについてまたご議論いただければと思います。

八木座長 ほかにございますか。では最後に財政基盤のあり方と、一番最後の「おわりに」、全体も含めてご意見がありますでしょうか。

岩崎委員 (9)の「委員の資質向上」についてですが、これから構造改革特区である

とか株式会社や都市住民の農地取得に道を開くとか、一連の規制緩和が行われる方向にあるわけですがけれども、それに対するチェック機能が農業委員会に期待されているわけですね。非常に専門的で重い役割が農業委員会に課せられていて、実際、そのチェックをしっかりと果たしていただかないと、優良農地の確保という面では非常に不安な状況になるのではないかと考えますので、このような新たな役割にこたえられるような人材の養成であるとか、あるいは、事務局機能の強化といったことをぜひ、盛り込んでいただければと思います。

八木座長 宮崎委員、先ほど一番最初のご発言で自主財源のようなお話をされていましたがけれども、財源的な問題でございませうか。

宮崎委員 14ページの農業委員会の法令業務については、財政措置がされておりますが、それだけでは十分ではありませんので、市町村の一般財源から出ていっている分もあるわけです。そのほか、15ページに「既存の国等の各種事業を積極的に活用しながら必要財源を確保していく」という部分、いまありますのは農用地の利用集積とか、一番望ましいのは、地方分権への大きな流れの中からはみますと、財源的なものを市町村が確保できるような仕組みが一番望ましいと考えます。そこまでなかなかいかないと思いますから、少なくとも新しい農業委員会の役割を明確に提案していくわけですから、それに対する財源的な側面からの支援を明確に出すことによって、具体的な農業委員会の活動が活発化していく。財源と農業委員活動が切り離されたものではなくて、明確に連携づけて出してもらいたいと思います。

福田委員 9ページ(7)の事業評価の推進という項目です。この発想は、民間企業が行っていることを農業委員会に広げたもので、考え方自体はまことに結構なのですが、本当にこれをやるのか、やらないのか。あるいは義務化するのかなど。何かちょっと疑問のような、言葉だけの感じがしてしょうがないんです。導入・推進することが重要だとはおっしゃっておられるんですけども、何かもう少し、方向を明らかにしていただきたいと感じました。

佐藤委員 財政のことで、交付金制度は維持しながらということで、その下で「交付金の縮減等をはかる」という文面で、この時代、やむを得ないかなと思いますけれども、公選制で普通の教育委員会みたいな委員になりますと、あの人たちの報酬というのかな、費用弁償なんていうのはほんとに少ないもので、ボランティアも入っているのかなという感じが私はしますけれども、その辺を考えて、この交付金というのは減るのかなと。

それから、一般財源化というものを考えますと、今度は町の予算の中で農業委員会の予算が自由に使えるようになりますので、一方、考え方によってはすごく事業ができるのかなという感じもしております。いまの予算ですと、農業委員会費ということで決まっております、その中でということで、そんなに多くはありませんし、これも制度を変えた途端に財政のほうも非常に変わる可能性があるのかなと思いますけれども、その辺の文面の交付金の縮減というのは、理由といたしますか、裏づけといたしますか、その辺はどんな感じでしょうか。

佐藤構造改善課長 15ページのところの「スリム化、効率化に沿った交付金の縮減等を図ることが重要である」という表現について、事務局でまとめたときの考え方を申し上げますと、やはり交付金制度の基本は維持が必要だということで考えていまして、平成

15年度につきましては総額で9.3%カットで116億円にしたわけですが、これはやはり交付金として基本は維持していく必要があると考えています。

他方、この15ページの市町村合併のところにもございますように、農業委員会の数が今後、黙っていても市町村合併で減っていくわけです。

それで、その具体的なものとして、15ページの「また」書きにございますように、現在、116億円の交付金については、農業委員会数に応じて頭割りで配分していきまして、これが平均しまして1農業委員会当たり130万円ほどもらっているわけです。それであると、農家戸数割、農地面積割で配分しておりまして、われわれとしては交付金というもの、これはやはり必要なんですが、農業委員会の数が減っていくわけですから、そうすると1農業委員会当たり130万円交付していた部分については、合併すれば当然1つになるわけですから、ここは当然といえば当然なんですが、縮減みたいな話になっていくのかなという思いはあります。

ただ、この配分基準についても、農業委員会が合併しまして非常に大きくなりますと、農地面積がそんなに極端に減るわけでもありませんし、農家戸数も減ってしまうわけではございませんので、むしろそういった法令業務や何かの実態的なものを考えると、従来のような配分基準で頭割り、2割5分だか3割を頭数で門構え経費として交付していた部分について、例えばそこは減らして、むしろ農家戸数だとか農地面積とかいうことで、本当に法令業務を行っている農業委員会に交付金がいかにしていく必要はやはりあるのではないかとということでございまして、こういった観点からのスリム化なり見直しというものは重要ではないかと考えております。

佐藤委員 これを読むと、「図る」というんですから、上のほうで意図的に峻別するのかなというふうに感じたものですから。ですけど、いまの話を知ると、自然にそういうふうになっちゃう面があるということだと思います。それから、ここに会長さんがおりますけれども、会長さんの業務というか、出席日数というか、すごく多くて大変だと。いまの報酬というか、そういうこともこれから委員会が少なくなって、会長も少なくなっていくわけですから、考えているのかなと。そういうもののアップですけども、非常に意気込みを感じている人に限って「少ないですね」という話をしていますので、その辺の考え方はどんな考えを持っていますか。

佐藤構造改善課長 この点につきましては、前々回のときにも宮崎委員からご指摘がありまして、交付金を9.3%の削減をしたわけなんですけど、そういった法令業務なり構造政策の推進に当たって、やはり財政基盤が乏しくなってくるので非常に不安だというお話がありました。これについては、今年、やはり担い手農業者、認定農業者の申し出に基づいて農業委員会が活動するときに、1農業委員会当たり何十万というようなことで、そういった活動費が、定額で、簡単にいえば10分の10で国から交付するような、そういった予算措置を講じたりしております。

そういったように、だれの目から見ても「なるほど、ああいう事業をやるから、当然そういった場合は農業委員会のほうに必要経費でいくんだな」というような姿にしていくべきかなということを考えていきまして、交付金の中で何かあげるというのではなくて、新しい事業の中でのそういった対応等が適当かなと考えております。

八木座長 全体的なご意見でも結構ですし、最後の「おわりに」についてもう少しご意

見がありますか。

佐野委員 先ほど岩崎委員さんのお話ですが、あまり公の場で言う話ではないんですけども、私たちは行政委員としての教育委員会とともにある。飯館村の場合は、村議会中は会長が臨席すると義務づけられております。教育委員長ならびに会長がそこに出席しているわけでありますが、その中で議員さんたちからだいぶ手厳しい、今回は予算審議会もございまして、厳しい話がぼつぼつと入ってきました。特に教育委員会は強かったです。農業委員会にもそれなりの風はありました。ところが、中の話をすると、議員さんたちが言う話は、農業委員会に言う話ではないだろうという話に結局、委員長が言いました。ということは、私たちは選挙で委員に指名されている。そして教育委員会は議員が任命している。その違いがある。そして私たち農業委員会は合議体制であるために、委員の中で話を決めることであって、会長みずからの意見を吐くわけにはいかないということで一応決まったわけでありまして、そうなる、やはりこれは公選である農業委員会であったのかなというふうに思った次第でございます。そんなことをいまちょっと思い起こしましたので、つけ加えさせていただければありがたいです。

八木座長 そのほかに特にございせんか。

今井委員 先ほど事業評価のことで、ご質問ではなかったんでしょうか。ご意見だったのか、わからないんですけど、中途半端に終わったようなんですけど、明確な答えとかあるのであれば。

西岡首席企画官 この事業評価の部分も、具体的に制度を特に義務化するということができるかどうかというのはこれからだと思います。むしろ実態的に農林省の中でも政策評価をやっている、特に予算措置とかも、いわゆる通達なりを定めて、まさに外部の委員の方に入っていて、事業評価をして、翌年度の予算に反映をしていくということをやっていますので、基本的には、先ほど言われていましたように、農業委員会の総会の委員メンバーに入れてするというよりは、例えば農業委員会の総会の前になんかそういう会合を開いて、消費者の方とか、そういうほかの方々に来ていただいて、前年度の事業評価を説明して、こういうものをベースに次年度の事業についてのご意見なりをいただくというような、実態的なものを系統の組織の取り組みなり、行政の通知・指導なりでまずやっていくことが、少なくともやっていかなければいけないことかなというふうに考えています。

岩崎委員 佐野委員の公選制のお話とも関連するんですけども、先ほど事務局から「代表性を確保することが重要であるという点からすれば、任命制でもいいのではないか」というご説明があったのですが、私はその代表性という面だけではなくて、むしろ農業者の自主管理組織という根本的な組織原理からも、公選制というのはそう簡単には外せないのではないかと考えます。ここに書いてあるとおり、「公選制を基本として農業委員会制度が構築されている」という、そのとおりだと思うんです。

やっぱり公選制については、「制度創設時の理念は古びたから、もういまは必要ない」ということにはならないと思います。民主的な意思決定手続というのは結構コストがかかって、時間とお金が無駄だなと思う場合もあるんですけど、ただ、この手続がしっかりしてないと制度の根幹に関わるように思います。公選制の本来の意義を地域でも問い直すというんでしょうか、本当に農業委員にふさわしい人を公選制の中で地域で選ん

でいけるような、そういう運動論的な取り組みも欠かせないのではないかなという意見を持っております。

八木座長 予定の時間がまいりましたが、最後に何かご発言されたい方はございませんか。それでは本日の議論はこの辺で終了したいと思います。最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局のほうから連絡事項がありましたらお願いします。

西岡首席企画官 本日は熱心なご審議ありがとうございました。次回、第6回会合におきまして、今日ご意見を多々いただきましたので、それを踏まえて、事務局で修文、最終案を取りまとめた上、また事前に送付させていただくとともに、個別に委員の方々とご連絡を取らせていただきまして、調整なりをさせていただきたいと思っております。

次回は4月16日の午後2時から、今度は三番町のほうの分庁舎で予定しております。今日ご欠席の方々には今週中にご意見を文書でいただく予定になっておりますので、今日ご出席の方々にさらに別の修文のご意見がございましたら、今週中にFAXなり、特に様式はございませんので、いただければと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

八木座長 それでは、これもちまして第5回農業委員会に関する懇談会を終わります。どうもありがとうございました。